

岩手県監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成23年7月1日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
菅 博雄	宮城県仙台市青葉区南吉成一丁目11番地の16

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年7月1日から平成24年3月31日まで